

カテゴリー	定義	教育 (講義・演習、実験、実習)	研究 (研究所、研究センター)	課外活動 (クラブ、教育プログラム)	キャンパス機能の利用 各教育支援センター (学食・サービスセンター等)	会議・委員会	教職員執務 (TA/SA/学生スタッフ準拠)	学生のキャンパス立入 及び 行動（帰省を含む）	学外者のキャンパス立入
A（警戒）	令和3年から新型コロナウイルス感染症のワクチン接種が開始され、その対策の効果が全国的に確認できるまでの間、及び当該感染症が全国的に終息するまでの間  ※本委員会は、国が発出する緊急事態宣言等を踏まえて、本活動制限指針における制限対象となる都道府県を定める。  なお、全国の感染状況をその都度判断して対象となる都道府県を変更する場合がある。	<p>●<b>大学：5/21～6/4</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>対面を必要とする指定科目(PD入門等、実験・実習科目、PDⅢ、修士研究)以外は遠隔授業とする。</li> <li>平日：19時まで(PDⅢ、修士研究活動は教員在室時も19時まで)</li> <li>土曜：学生のみでの活動は不可(但し、PDⅢ、修士研究活動は、教員在室時は13時まで可能)</li> </ul> <p>●<b>大学：6/5～8/4</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>原則A区分・B区分に従い対面授業・遠隔授業を実施する。</li> <li>平日：19時まで(但し、PDⅢ、修士研究活動は教員在室時も19時まで)</li> <li>土曜：学生のみでの活動は不可(但し、PDⅢ修士研究活動は、教員在室時は13時まで可能)</li> <li>日祝：原則、終日不可</li> </ul> <p>●PDⅢ、修士研究活動は3密を避けて対面にて実施。なお、<b>本委員会が指定する都道府県</b>へ移動等した学生は1週間のキャンパス立入を禁止する。 <b>※注記7による変更あり</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●学外授業は、原則県内に限り申請書提出のうえ許可制のもと実施する。但し、事前に申請書(場所、人数、内容、時間等)が提出され許可されたものは実施できる。</li> <li>●教員は授業のエビデンスを必ず残すものとする。</li> <li>●非常勤講師・外部講師に関しては、「学外者のキャンパス立入」に準じる。</li> </ul> <p>●<b>高専：6/1～8/6</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平日：19時まで 土曜：13時まで</li> <li>但し、課外時間は教員在室時に限る。</li> <li>日祝：終日不可</li> <li>*白山麓キャンパス、3年生、8/7の5年生は別途取り扱う。</li> <li>●白山麓キャンパスのエンジニアリングデザイン科目等は、別途取り扱う。</li> <li>●卒業研究科目は、人数を制限し対面にて実施する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●学内での学外研究者との活動は、健康状態、海外渡航歴などをチェックした上で、届出制にて実施する。</li> <li>●RA活動はその必要性和重要性が事前協議(※2)で確認できた場合は、届出をもって可能とする。</li> <li>●事前の出張申請・許可のもとで県をまたぐ研究活動は、教員のみが活動できる。</li> <li>●<b>本委員会が指定する都道府県</b>への出張は原則禁止する。但し、その必要性和重要性が事前協議(※2)で確認できた場合は、出張できるものとする。東京、愛知、京都、大阪等の大都市圏を中継地とする際は、十分な注意を必要とする。なお、<b>本委員会が指定する都道府県</b>へ出張した教員は、1週間の在宅勤務とする。</li> <li>但し、感染者が出た場合は、その都度、安全衛生委員長が感染状況を所属長並びに主要関係者と確認して、研究活動制限等の措置を行い、適切な対策を講じる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●<b>5/7～6/4</b> <b>課外活動は禁止する。</b> <b>《学内活動》</b></li> <li>●<b>6/5～8/6</b> 事前に申請書(場所、人数、内容時間等)が提出され許可された場合は可能とする。 平日：19時まで可能とする(課外活動指導者が立ち会って実施する場合でも19時まで) 土曜：13時まで可能とする 日祝：原則、活動不可 <b>※注記7による変更あり</b></li> <li>●<b>《学外活動》</b></li> <li>●学外活動は、原則、県内の活動のみを対象として、指導者の立ち合いのもとで実施するものとする。但し、事前に申請書(場所人数、内容、時間等)が提出され許可されたものは実施可能とする。</li> <li>●他大学との合同練習等については検討のもと、実施の可否を決める。</li> <li>●公式大会参加については、検討のもと参加の可否を決める。</li> <li>*白山麓キャンパスの高専寮生は、別途取り扱う。</li> <li>但し、感染者が出た場合は、その都度、安全衛生委員長が感染状況を所属長並びに主要関係者と確認して、課外活動制限等の指導他、適切な措置及び対策を講じる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●感染対策と状況に応じて、一定の利用制限を設ける場合がある。(各ホームページを参照のこと)</li> <li>●ライブラリーセンター</li> <li>●教理工教育研究センター・参考房</li> <li>●スポーツ考房・チャレンジラボ</li> <li>●自己開発センター・留学支援課</li> <li>●基礎英語教育センター</li> <li>●学生ステーション・パソコンセンター</li> <li>●情報処理サービスセンター</li> <li>●各種事務サービス窓口 など</li> <li>●自習室の利用について 8時から19時【5/21～8/4】 8時から17時【8/5～8/6】 (土曜日は13時まで) <b>※注記7による変更あり</b></li> <li>●学食・売店等の営業時間 ◇1F学食ラテラ 11時半～13時半【6/1～6/4】 8時～19時【6/5～8/4】 10時～14時【8/5～8/6】 (土曜：11時～13時) ◇2F学食イルゾーレ 開店【6/1～6/4】【8/5～8/6】 10時～15時【6/5～8/4】 (土曜：閉店) ◇コンビニアックア 10時～15時半【6/1～6/4】 8時半～19時【6/5～8/4】 8時半～17時【8/5～8/6】 (土曜：8時半～13時半) ◇やつかほ学食エナジー 11時～14時【6/1～6/4】 11時～19時【6/5～8/4】 11時～13時半【8/5～8/6】 (土曜：11時～13時) ◇ブックセンター 8時半～17時(土曜：8時半～13時) ◇サービスセンター 9時～17時【6/1～6/4】【8/5～8/6】 9時～17時半【6/5～8/4】 (土曜：9時～13時)</li> <li>●学外者の利用は禁止</li> </ul>	<p>密集、密接、密閉の3密対策に加え、感染防止対策を講じた上で、対面する会議や委員会等は実施できるものとする。但し、可能な限りオンラインでの活動を推奨する。</p>	<p>全カテゴリー(A,B,C,D)において勤務形態は所属長と安全衛生委員長(法人本部長)が協議して決める。教職員は、本活動制限指針を遵守する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●毎日、健康状態確認シートを記入する。</li> <li>●感染症への対応を徹底するため、感染が疑われる場合は、所属長に速やかに申し出ると共に、人事課に連絡する。</li> <li>●新型コロナウイルス感染拡大防止のためのフローチャート、新型コロナウイルス感染症への対応と勤務の在り方を遵守する。</li> <li>●学生スタッフの活動は、その必要性和重要性が事前協議(※2)で確認できた場合は可能とする。</li> <li>●TA/SA活動は、原則A区分・B区分に従い、指定科目については、すべて対面で実施するため、担当教員の指示による。</li> <li>●<b>本委員会が指定する都道府県</b>への出張を原則禁止する。但し、その必要性和重要性が事前協議(※2)で確認できた場合は出張できるものとする。</li> <li>●<b>本委員会が指定する都道府県</b>へ出張・移動等した教職員、又は、<b>指定する都道府県</b>からの来訪者(友人・家族等)と接触した教職員において、教員は1週間の在宅勤務、職員は所属長と法人本部長が執り決めた感染防止対策を講じた勤務体制での執務を行う。但し、<b>指定する都道府県</b>からの来訪者との接触から1週間を経過し、健康が維持されている場合を除く。</li> </ul> <p>*入学試験実施等の特定公務については別に定める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●密集、密接、密閉の3密対策に加え、感染防止対策を講じた上で、対面授業、課外活動及びキャンパス機能がルールに基づき利用できる。</li> <li>●<b>本委員会が指定する都道府県</b>へ移動等した学生(通学を除く)又は、本委員会が指定する都道府県からの来訪者(友人・家族等)と接触した学生においては1週間のキャンパス立入を禁止するが、授業・修学等、不利益にならないよう配慮する。但し、本委員会が指定する都道府県からの来訪者との接触から1週間を経過し、健康が維持されている場合を除く。</li> <li>*白山麓キャンパス及び国際交流会館の高専寮生は、別途取り扱う。</li> <li>但し、感染者が出た場合は、その都度、安全衛生委員長が感染状況を所属長並びに主要関係者と確認し、適切な対策を講じる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●事前連絡と健康状態等チェックし、感染防止対策を講じた上で、立入を可能とする。なお、対応者は面会者・日時・場所などの面会記録を残すものとする。</li> <li>●<b>本委員会が指定する都道府県</b>からの来客は原則禁止とする。但し、その必要性和重要性に応じて事前協議(※2)により認めるものとする。</li> <li>●密集、密接、密閉の3密対策に加え、感染防止対策を講じた対応に加え、教員においては1号館1.115室Guest Roomを利用できる。</li> </ul>
B（特別警戒）	石川県が独自の緊急事態宣言等を発出、または「まん延防止等重点措置」等が発出された場合	但し、感染者が出た場合は、その都度、安全衛生委員長が感染状況を所属長並びに主要関係者と確認して、教育活動の継続のため適切な措置を講じる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●学内の研究活動のみが許可</li> <li>●外部からの研究者受入や来所は原則禁止</li> </ul>		但し、感染者が出た場合は、その都度、安全衛生委員長が感染状況を所属長並びに主要関係者と確認して、利用内容を変更する。	●基本的にはオンライン会議で実施する。		●学園機能維持のためライフライン関連及びメンテナンス、納品等を除き、キャンパスへの立入を原則禁止する。 *白山麓キャンパスへの立入については、別途取り扱う。	
C（高度警戒）	石川県・首都圏を含む多くの自治体で緊急事態宣言等が発出されている場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>●国の緊急事態宣言が解除される迄は、全ての授業科目は遠隔授業として実施する。</li> <li>●教員は授業のエビデンスを必ず残すものとする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●研究所内での外部研究者との活動及びRA活動は不可とし、在宅勤務での活動は可能とする。</li> <li>●全ての出張を禁止する。</li> </ul>		●対面での活動を禁止する。 ●オンライン利用のみとする。	●基本的にはオンライン会議で実施する。	●交代制勤務もしくは在宅勤務にて運用する。	●緊急的に必要な場合に限り、許可制のもと立入を可能とする。	●学園機能維持のためライフライン関連及びメンテナンス、納品等を除き、キャンパスへの立入を禁止する。
D（緊急事態）	再度、全国に緊急事態宣言が発出された場合		<ul style="list-style-type: none"> <li>●研究所内での活動は基本不可、最低限必要な生物、薬品、施設設備等の維持・管理については研究者が実施(※1)できる。</li> </ul>			●オンライン会議のみ可能とする。	●学園機能維持のために、必要最小限の機能以外は、基本的に在宅勤務にて運用する。	●全キャンパスの立入を禁止する。	●学園機能維持のうちライフライン関連以外の立入を禁止する。

※1「研究に使用する生物」「液体窒素・液体ヘリウムの補充」「毒劇物等の研究に使用する薬品の管理」「研究に必要な基幹インフラ」の稼働・維持管理、各種安全対策、法令等の義務の遵守に必要な場合

※2 事前協議とは、所属長(学長、校長、ICC所長、法人本部長)のそれぞれが、各関係者と申請内容の確認と協議を行うことをいう。

注記1. 扇が丘診療所、扇が丘保育園等に所属する職員は別途取り扱うものとし、本活動指針の適用を受けないものとする。

注記2. 学生の就職活動(インターンシップを含む)、特別な取り扱いを必要とする課外活動、免許制に伴う正課活動などは、関係者間で要相談のもと活動の可否を決めるものとする。

注記3. 学生の宿泊を伴う活動、深夜(21時から翌日5時まで)に亘る活動、多数者との飲食等を伴う課外活動は、関係者間で要相談のもと活動の可否を決めるものとするが原則禁止とする。

注記4. 国外(外務省が渡航を許可している国)の出張等を行った場合は、在宅勤務を2週間行った後、キャンパスでの勤務を可能とする。

注記5. 学内から感染者が発生した場合は、県の衛生主管部局の指示のもと、感染経路を含めた調査協力ならびに対応カテゴリーを定める。

注記6. 令和3(2021)年度においては、原則キャンパス内の教室等の貸出は行わない。

注記7. 国が発出する「緊急事態宣言」、「まん延防止等重点措置」ならびに県が発出する「石川緊急事態宣言」等の適用状況により本指針の見直しを実施する。